

## ○中津市Uターン住宅改修事業費補助金交付要綱

令和6年4月1日中地広暦第6号

(趣旨)

第1条 中津市Uターン住宅改修事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、中津市補助金等交付規則(平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。)及び補助金等の交付手続に関する特例規則(平成18年中津市規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中津市に転入又は転入予定の者(以下「Uターン者等」という。)がUターン者等本人又はUターン者等から3親等以内である親族が市内に所有する住宅(以下「実家」という。)を改修又は建替えを行うUターン住宅改修事業(以下「補助事業」という。)を実施する者(以下「補助事業者」という。)が当該補助事業に要する経費に対して市が補助することにより、中津市へのU I Jターンを促し、地域への定住促進や地域の活性化を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 市長は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、補助金以外に国又は地方公共団体からの補助金が交付される場合は、当該補助事業部分の経費を除くものとする。

2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が行う補助事業に対しては、この補助金の交付の対象としない。

3 交付要件、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添え、市長が別に定める日までに市長に提出するものとする。

(1) 転入に関する報告書

- (2) 改修工事又は建替工事の見積書の写し
- (3) 着工前現況写真
- (4) 市税納付状況等確認承諾書
- (5) 誓約書
- (6) 住民票を異動する直前の連続した住民票異動履歴が分かる書類（世帯全員の戸籍の附票等）
- (7) 登記簿謄本の写し
- (8) 戸籍謄本の写し
- (9) 申請時点の住民票
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を申請することができるのは、同一の実家及び同一の補助事業者（同じ世帯の者を含む。）に対して、1回を限度とする。

（交付の決定）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付決定を受けるまでは、補助事業に着手してはならない。

（申請の取下げ）

第6条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

（変更等の承認）

第7条 補助事業者は、次のいずれかに掲げる場合においては、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合

（遅延等の報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書（様式第4号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（交付の決定の変更等）

第9条 市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 第7条の承認をした場合
- (2) 前条の報告を受けた場合
- (3) 規則第8条第1項の規定により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合
- (4) 補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合  
(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月20日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 工程写真及び完成写真（申請時に提出した着工前現況写真と比較ができるように撮影したものをいう。）
- (3) 転入後の住民票（申請時において転入済みの場合は、不要とする。）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金は、規則第12条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、法外補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を補助金返還命令書(様式第11号)により命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

3 第1項の規定により補助金の返還を命ずるときの補助金の返還割合は、次のとおりとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還 次のいずれかに該当するとき。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住から3年未満に本事業を活用した実家から転出した場合

(2) 半額の返還 移住から3年以上5年以内に本事業を活用した実家から転出した場合

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する種類ごと(その種類につき構造若しくは用途又は設備の種類の種類が定められているものについては、その構造若しくは用途又は設備の種類ごと)に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類等の整備)

第16条 規則第20条に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助事業に係る第9条から第13条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

1. 交付要件

共通	<p>(1) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(2) Uターン者等が職務上の転勤若しくは出向又は大学進学等による一時的な転入でないこと。</p> <p>(3) Uターン者等が定住を誓約できる者であること。</p> <p>(4) 施工業者又は資材等の入手先が、市内に事務所を有する事業者であること。</p> <p>(5) 補助事業は補助金の交付決定した日の属する年度内に完了すること。</p> <p>(6) 補助金を活用した者に対する中津市からのフォローアップに協力をすること。</p>
転入後に申請する場合	<p>(7) 転入日以前の5年の間に中津市に住所を有していないこと。</p> <p>(8) 申請する日時点でUターン者等が実家の住所に住民票を異動した日から1年を経過していないこと。</p>
申請後に転入する場合	<p>(9) 申請する日以前の5年の間に中津市に住所を有していないこと。</p> <p>(10) 実績報告する際、実家の住所に住民票を異動していること。</p>

2. 補助対象経費及び補助率

対象物件	補助対象経費	補助率	限度額
Uターン者等の実家	<p>Uターン者等が実家に居住するための必要最低限な改修又は建替えに要する経費とし、贅沢な施工、過剰な工事は対象外とする。</p> <p>&lt;対象外となるもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別棟の車庫又は物置の改修</li> <li>・ 店舗等併用住宅の居住部分以外の改修</li> <li>・ 解体又は除却のみの工事</li> <li>・ 補助事業者自身が行う改修</li> <li>・ 外構工事</li> <li>・ 電話、インターネット回線又はケーブルテレビの引き込み工事</li> <li>・ 冷暖房器具及び家電製品の買い替え又は新規購入</li> <li>・ カーテン、家具又は調度品の買い替え又は新規購入</li> <li>・ その他これらに類するもの</li> </ul>	<p>補助対象経費の</p> <p>1 / 2</p>	<p>50万円 / 物件</p>